

## Koriyama Z-CREW(チャレンジする若者応援事業)実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こおりやま広域圏において、若者のチャレンジを応援する機運を醸成し、若者のまちづくりや地域活動への参画促進、活動継続を図るため、Koriyama Z-CREW(チャレンジする若者応援事業)(以下「Z-CREW」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 こおりやま広域圏内に所在する企業、NPO、地域団体等(以下「団体等」という。)は、次の各号のいずれにも該当する場合において、Z-CREW登録団体として登録することができるものとする。

- (1) Z-CREWの目的を理解し、その趣旨に賛同していること。
- (2) 若者が行う社会貢献活動への理解が深く、CSR活動を積極的に展開していること。または、年度末までにCSR活動を実施予定であり、かつ、当該活動が継続して実施されること。
- (3) 団体等の代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体でないこと。
- (5) 反社会的又は公序良俗に反する取組みを行っていないこと。

(登録の申請)

第3条 Z-CREW登録団体に登録しようとする団体等は、専用の登録フォームより市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請内容を確認し、Z-CREW登録団体として登録するとともに、当該登録を市ウェブサイトにより公表するものとする。
- 3 登録及び利用に関する料金は、無料とする。
- 4 市長は、虚偽の登録情報、不適切な活動等が判明した場合は、Z-CREW登録団体としての登録を抹消するものとする。

(Z-CREW登録団体の役割等)

第4条 Z-CREW登録団体は、第1条の趣旨を踏まえ、若者が主体的に行う活動への支援を積極的に行うものとする。

- 2 Z-CREW登録団体と若者の連携に係る連絡調整及び活動は、当事者同士が責任をもって行うものとする。
- 3 Z-CREW登録団体は、従業員等に対し、若者が行う事業に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、Z-CREW登録団体及びその活動等について、積極的に広報することに努めるものとする。

- 2 市は、取得したZ-CREW登録団体の情報について適切に管理するものとする。

(庶務)

第6条 この要綱に定める庶務は、市民部で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月29日から施行する。